



気象庁

彦根地方気象台

Hikone Local Meteorological Office, JMA

報道発表

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和5年6月7日
彦根地方気象台

滋賀県の洪水警報・注意報発表基準の変更について

滋賀県の洪水警報・注意報の発表基準の見直しを行いました。
新しい発表基準は令和5年6月8日13時から適用します。

洪水警報・注意報の発表基準は、過去の災害の発生状況等から決定しており、新たな災害の発生等を踏まえて随時見直しを行っています。今般、最新の災害も取り込んで基準の見直しを行い、下記のとおり発表基準を変更することとしました。

この基準変更は、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)の判定にも反映します。

記

1 基準変更日時

令和5年6月8日(木)13時

2 基準を変更する市町

大津市南部、大津市北部、守山市、栗東市、野洲市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町、甲賀市、湖南市、高島市、長浜市、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

3 発表基準

6月8日13時以降、以下のURL(気象庁ホームページ)に掲載します。

警報・注意報発表基準一覧表(滋賀県)

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shiga.html>

洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

【参考】滋賀県の気象警報・注意報

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=250000

草津市、米原市は、洪水警報・注意報の発表基準の変更はありませんが、洪水キキクルの「危険」(紫)に用いる基準を変更します。

問合せ先：彦根地方気象台 担当 小野・小菅

電話：0749-22-6142